

名 称	内 容	問い合わせ先
高等職業訓練促進給付金	20歳未満の子を扶養するひとり親家庭の親が、保育士・看護師などの資格を取得するために養成機関で1年以上就学する場合に、月額10万円を上限に最長4年間支給します	
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の支給対象となる金額と同等未満の所得で一定の条件を満たす世帯を対象に、高校3年生までの子ども1人当たり10万円を支給します	子育て支援課(☎20-1538)
なりた子育て家庭への臨時特別給付金	国が支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象外となった児童手当の特例給付受給者などを対象に、高校3年生までの子ども1人当たり10万円を支給します	
高等教育の修学支援新制度	経済的な理由で大学などでの修学が困難となっている学生を対象に、授業料・入学金の減額や奨学金の支給を行います	各大学などの窓口、 日本学生支援機構奨学金相談センター (☎0570-666-301)
学生等の学びを継続するための緊急給付金	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)の利用者、または経済的理由などにより修学の継続が困難であると大学などが総合的に判断し認められた人を対象に10万円を支給します	在籍する学校
償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の人を対象に住居の借り上げに必要となる資金を無利子で貸し付けます。貸し付けを受けた日から1年以内に一定の基準に合う就職・転職をした人が1年間継続して就業した場合は返済が免除されます	千葉県社会福祉協議会福祉資金部 (☎043-244-2945)
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯などを対象に、1世帯当たり10万円を支給します(市から住民税非課税世帯に郵送した確認書の提出期限は5月2日(月)(必着)、家計急変世帯などの申請期限は9月30日(金))	成田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター (☎0570-666415)
社会福祉資金貸付制度(緊急小口資金)	勤務先の休業などにより一時的に収入が減少した人を対象に、20万円を上限に無利子で貸し付けを行います	
社会福祉資金貸付制度(総合支援資金)	失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象に、単身世帯45万円・2人以上の世帯60万円を上限に無利子で貸し付けを行います(低所得世帯は返済免除の特例あり)	成田市社会福祉協議会(☎27-7755)
生活困窮者自立支援金	緊急小口資金と総合支援資金(初回)をいずれも借り終えた、または総合支援資金(再貸付)を借り終えた世帯などが一定の要件を満たす場合に支援金を支給します(申請期限は6月30日(休))	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター (☎0120-46-8030)
住居確保給付金	勤務先の休業などにより家賃の支払いが難しくなった人が一定の条件を満たす場合に、給付金を支給します	暮らしサポート成田(☎20-3399)
国民健康保険税の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は減免になる場合があります	保険年金課(☎20-1526)
後期高齢者医療保険料の減免など	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は減免や徴収猶予を受けられる場合があります	保険年金課(☎20-1547)
国民年金保険料免除などの臨時特例	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は免除申請または学生納付特例申請ができます	
介護保険料の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は減免になる場合があります	介護保険課(☎20-1545)
傷病手当金	健康保険などの被保険者が、感染などにより働くことができなかった場合に傷病手当金を支給します	○国民健康保険…保険年金課 (☎20-1526) ○後期高齢者医療保険…千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課 (☎043-216-5013) ○そのほかの健康保険…各健康保険組合など
水道料金・下水道使用料の納付の猶予	納付が困難になった場合は、水道料金・下水道料金の徴収を行っている事業者にご相談できます	○ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)…船橋水道事務所成田支所(☎27-2232) ○そのほかの地区…ヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22-8881)
高齢者や基礎疾患がある人へのPCR検査費用の助成	検査日時時点で市に住民記録がある65歳以上の人と、65歳未満で基礎疾患がある人を対象に、検査費用の一部を助成します(自己負担額2,000円・1回のみ。助成期間は令和5年3月31日まで) *濃厚接触者や感染が疑われる症状のある人は対象外	健康増進課(☎27-1111)
成田市新型コロナウイルス感染症生活支援相談窓口	自宅療養をしている人などを対象に、電話による生活支援相談、食料・日用品などの配送、そのほか必要に応じた支援を行っています	生活支援相談窓口(健康増進課内) (☎27-1111)

新型コロナウイルス感染症に関する支援の一覧

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている人や個人事業主・企業を対象に、国・県・市などが行っている支援を紹介します。支援の詳細は各問い合わせ先に連絡してください。

* 3月24日時点の情報です

個人事業主・企業向けの支援		
名称	内容	問い合わせ先
事業復活支援金	令和3年11月～4年3月のいずれかの月の売上が30%以上減少した中小法人に250万円、個人事業主に50万円を上限に支給します(申請期限は5月31日(火))	事業復活支援金相談窓口 (☎0120-789-140) IP電話など(☎03-6834-7593)
千葉県感染拡大防止対策協力金	営業時間短縮などの要請に協力した飲食店を対象に、事業規模に応じて協力金を支給します	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター(☎0570-783939)
千葉県飲食店感染防止対策認証事業	感染症対策を行い認証基準を満たした飲食店を認証店として県ホームページに掲載するほか、認証に必要な設備の整備費用などに対する補助や専門家による助言を行います	千葉県飲食店認証事務局 (☎043-307-9003)
新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上げが減少した事業者を対象に、3年間実質無利子・最長5年間元本据え置きで融資を行います	日本政策公庫事業資金相談ダイヤル (☎0120-154-505)
商工中金による危機対応融資	売上げが減少した事業者を対象に、3年間実質無利子・最長5年間元本据え置きで融資を行います	商工組合中央金庫相談窓口 (☎0120-542-711)
事業再構築補助金	売上げが減少した中小企業などが、新分野への展開や事業転換などの事業再構築に取り組む場合に補助金を支給します	事業再構築補助金事務局コールセンター (☎0570-012-088) IP電話など(☎03-4216-4080)
大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	不特定多数の人が利用する飲食店などの高機能換気設備と、それと同時に導入する空調設備の経費のうち3分の2(上限2,000万円)を補助します(申請期限は4月19日(火))	環境省地球温暖化対策事業室 (☎0570-028-341)
飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」適用店舗の登録制度	県から認証店・確認店としての認定を受けた飲食店などが「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店となることで、緊急事態措置区域やまん延防止重点区域に指定された場合に要請される行動制限が緩和されます	千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局 (☎050-3358-6537)
新型コロナウイルス感染症対応伴走型資金	セーフティネット保証の認定または売上減少要件の確認を受け、経営行動計画を策定した中小企業者を対象に、信用保証協会に支払う保証料の一部を補助します(取扱期間は令和5年3月31日まで)	千葉県商工労働部経営支援課 (☎043-223-2707)
雇用調整助成金	事業の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を、労働者1人当たり1日1万5,000円を上限に助成します	雇用調整助成金コールセンター (☎0120-60-3999)
産業雇用安定助成金	事業の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により雇用を維持する場合、初期費用として1人当たり最大15万円を、出向元と出向先の事業主に助成します。また、出向に要した費用の一部を出向元と出向先の事業主に助成します	産業雇用安定助成金コールセンター (☎0120-60-3999)
トライアル雇用助成金	職業経験の不足などの理由で就職が難しい求職者などを、無期雇用契約へ移行することを前提に3カ月間試用雇用した事業主を対象に、1人当たり月額4万円を上限に助成します	千葉労働局職業対策課 (☎043-221-4391)
小学校休業等対応助成金	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む労働者を対象に、労働基準法上の有給とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に、労働者1人当たり1日1万5,000円を上限に助成します(申請期限は5月31日(火))	小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター(☎0120-60-3999)
小学校休業等対応支援金	令和4年1月1日～3月31日の間、臨時休校などに伴う子どもの世話で休業した個人事業主を対象に、1日7,500円を上限に支給します(申請期限は5月31日(火))	

個人向けの支援		
名称	内容	問い合わせ先
休業支援金・給付金	令和4年1月～3月に休業を余儀なくされた中小企業の労働者のうち、休業中に休業手当の支払いを受けることができなかった人を対象に、1日1万1,000円を上限に支給します(申請期限は6月30日(木))	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (☎0120-221-276)
求職者支援制度・職業訓練受講給付金	ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講した雇用保険を受給できない特定求職者が一定の要件を満たす場合に、1カ月当たり10万円を支給します。また、対象者は無料の職業訓練を受講することができます	千葉労働局職業安定部訓練室 (☎043-221-4087)
介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障がい福祉分野に就職した場合、20万円を上限に無利子で貸し付けを行います。また、2年間継続して就業した場合は返済が免除されます	千葉県社会福祉協議会福祉人材確保・定着推進部(☎043-216-3085)